

## 平成22年第7回玉城町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 平成22年9月14日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年9月24日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君	2番 中 野 勇 君
3番 山 本 静 一 君	4番 北 川 雅 紀 君
5番 鈴 木 加奈子 君	6番 小 林 豊 君
7番 前 川 隆 夫 君	8番 風 口 尚 君
9番 川 西 元 行 君	10番 中 瀬 信 之 君
11番 山 口 和 宏 君	12番 奥 川 直 人 君
13番 高 木 市 郎 君	14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君	副 町 長 中 郷 徹 君
教 育 長 山 口 典 郎 君	会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君
総 務 課 長 大 南 友 敬 君	税 務 住 民 課 長 小 林 一 雄 君
生活福祉課長 林 裕 紀 君	建 設 課 長 森 島 千 里 君
上下水道課長 松 田 幸 一 君	病 院 老 健 事 務 局 長 田 畑 良 和 君
教育事務局長 中 西 元 君	総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
産業振興課長 田 間 宏 紀 君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君
教育委員長 加 藤 禎 一 君	監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君	同 書 記 宮 本 尚 美 君
同 書 記 内 山 治 久 君	

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第52号 平成21年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

第 3. 議案第53号 平成21年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

第 4. 議案第54号 平成21年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

- 第 5. 議案第 55 号 平成 21 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 第 6. 議案第 56 号 平成 21 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 第 7. 議案第 57 号 平成 21 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 第 8. 議案第 58 号 平成 21 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 第 9. 議案第 59 号 平成 21 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 第 10. 議案第 60 号 平成 21 年度玉城町病院事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 11. 議案第 61 号 平成 21 年度玉城町水道事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 12. 議案第 62 号 平成 21 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について  
(討論・採決)
- 第 13. 議案第 63 号 平成 21 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 14. 議案第 64 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 15. 議案第 65 号 平成 22 年度玉城町一般会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 16. 議案第 66 号 平成 22 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 17. 議案第 67 号 平成 22 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 18. 議案第 68 号 平成 22 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 19. 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める請願書 (追加議案)
- 第 20. 請願第 2 号 「30 人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める請願書 (追加議案)
- 第 21. 請願第 3 号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書 (追加議案)
- 日程追加
- 第 22. 発議第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める意見書
- 第 23. 発議第 4 号 「30 人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める意見書
- 第 24. 発議第 5 号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

## 第25. 発議第 6号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前 9時00分 開会)

- 議長 (小林一則君) 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。  
よって、平成22年第7回玉城町定例会第4日目の会議を開会致します。  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。
- 議長 (小林一則君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において  
7番 前川 隆夫君      8番 風口 尚君  
の2名を指名致します。
- 議長 (小林一則君) 次に、日程第2. 議案第52号 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第13. 議案第63号 平成21年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案につきましては予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより、予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。
- 議長 (小林一則君) 予算決算常任委員会委員長 高木市郎君
- 予算決算常任委員長 (高木市郎君) 只今議長より予算決算常任委員会の審査の報告を求められましたのでご報告致します。予算決算常任委員会に付託されました議案第52号 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第63号 平成21年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、並びに議案第65号 平成22年度玉城町一般会計補正予算(第3号) ないし議案第68号 平成22年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の委員会審査を、去る9月21日午前9時より第4会議室において町長・副町長及び教育長・関係課長並びに関係室長及び関係課長補佐の出席と議長同席の元に議員13名全員による審査を実施致しました。議員各位におかれましては、全員の出席でございましたし、また同日はケーブルテレビたまきチャンネルで放映されましたので、詳細についての報告は後日委員会会議録をご高覧賜るということで省略させていただきます。それでは一括議題となっております議案第52号ないし議案第63号までの審査結果の報告を致します。  
はじめに議案第52号 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしました。質疑討論を終了し、採決の結果「挙手多数」で原案の通り認定されました。
- 次に議案第53号 平成21年度 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に、つきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第54号 平成21年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑、討論はなく 採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第55号 平成21年度 玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に議案第56号 平成21年度 玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第57号 平成21年度 玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に議案第58号 平成21年度 玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく 採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に議案第59号 平成21年度 玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第60号 平成21年度 玉城町病院事業会計決算の認定につきましては 質疑を終了し討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に 議案第61号 平成21年度 玉城町水道事業会計決算の認定につきましては、質疑を終了し討論はなく 採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に 議案第62号 平成21年度 玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきましては質疑・討論はなく 採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成21年度 玉城町下水道事業会計決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく 採決の結果「挙手全員」で原案のとおり 認定されました。

以上が、議案第52号 ないし議案第63号についての委員会審査の報告でございます。

○議長（小林一則君）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。この際、予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。これ

より各議案ごとに討論採決を行います。

まず、議案第52号 平成21年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成21年度 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成21年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成21年度 玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成21年度 玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成21年度 玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました

次に、議案第58号 平成21年度 玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成21年度 玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました

次に、議案第60号 平成21年度 玉城町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成21年度 玉城町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成21年度 玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成21年度 玉城町下水道事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第14 議案第64号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてをこれより、討論・採決を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第15 議案第65号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算(第3号) ないし日程第18 議案第68号 平成22年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを、一括議題といたします。

只今一括議題となりました各議案につきましても、予算決算常任委員会に付託され 審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員会の、委員長報告を求めます。予算決算常任委員会 委員長 高木市郎君

○予算決算常任委員会 委員長（高木市郎 君）では、委員会審査の報告をいたします。ただいま一括議題となっております、議案 第65号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし議案第68号 平成22年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審議結果を報告いたします。

始めに議案第65号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第3号）につきまして審議をいたしました。本議案につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第66号 平成22年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては 質疑・討論はなく 採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。次に議案第67号 平成22年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては質疑討論はなく 採決の結果「挙手全員」で原案のとおり 可決されました。

次に議案第68号 平成22年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました、議案第65号ないし議案第68号の審査結果の報告でございます。

○議長（小林一則君）以上で 予算決算常任委員会の委員長報告は 終わりました。

この際 予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより、各議案 ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第65号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて、討論を終結いたします。これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成22年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて、討論を終結いたします。これより、本案を採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成22年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて、討論を終結いたします。これより、本案を採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成22年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて、討論を終結いたします。これより、本案を採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、追加議案の審査を行います。

日程、第19 請願第1号「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める請願書、ないし日程、第21 請願第3号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書を一括議題といたします。

ただちに、紹介議員 11番 山口和宏君の趣旨説明を求めます。11番山口和宏君

○11番（山口和宏君）只今議長から主旨説明を求められましたので請願3件の主旨説明をさせていただきます。

紹介議員は北川議員、中瀬議員、そして私の3名でございます。

提出者は、三重県度会郡PTA連合協議会会長 中郷淳さん、三重県度会郡校長会 会長 竹内誠さん、三重県教職員組合度会支部支部長 山中久紀さんであります。

はじめに請願第1号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願について主旨説明をさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願につきましては昨年度も議会

より国および関係機関に意見書を提出していただいたおかげももちまして同制度が存続されました。これも議会のおかげかと存じます。

政府は、これまでの補助金のあり方を抜本的に見直し、地方が自由に使える「一括交付金」についての議論がされており、義務教育費国庫負担金が議論の対象となっています。また、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付費として一般財源のなかにくみこまれています。多くの自治体で予算措置されている教育費は、地方交付税で措置されている水準に達しておらず、自治体間の格差が生じています。このようななか、昨年実施された政府の行政刷新会議による「事業仕分け」では、「国が全額負担すべきである」という意見も出されています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上および地方財政安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで学校教育に大きな役割を果たしてきたところでございます。その時々々の国や地方の財政状況に影響されることのない、確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。

以上の理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を強く切望するものでございます。

続きまして、請願第2号「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める請願の主旨説明をさせていただきます。  
提出者は同じでございます。

まず、請願の内容について、8月末に国の方針で新しい動きがありましたので説明させていただきます。8月27日これまで取り組みの成果としまして、新教職員改善計画が文部科学省から出されました。三重県では小学校1、2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が本年度も引き続き実施されておりますが、1学級の人数もそれに近い方向に進んでおります。従って、請願の内容は変えませんが、教職員定数改善計画の策定及び早期実現と教育予算の拡充ということでご理解願います。

また、学校の安全確保についてであります。「東海地震にかかる地震防災対策強化地域」に県内10市町が指定されています。また、「東南海・南海地域防災対策推進地域」に県内全域が指定されています。このような状況のなか、これまで学校耐震化が着実にすすめられており、2010年4月現在で県立学校94.7%、小中学校92.2%の学校が耐震性が確保されています。

学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、災害時には、地域住民の避難場所となる等、重要な役割を担っており、その安全確保は極めて重要であります。早急に耐震化率100%となるよう求めていく必要があります。

そして、日本の公財政教育支出の対GDP(2009年)比は、OECD加盟国のなかで最低レベルの3.3%となっており、OECD平均4.9%には程遠い実態であります。山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にした教育をすすめるためには、更なる、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

以上の理由から、30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定早期実施と教育予算拡充を強く願うものです。

最後に請願第3号、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度のさらなる拡充を求める請願について、主旨説明をさせていただきます。提出者は同じでございます。経済や雇用情勢の悪化は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。文部科学省は6月「文部科学白書」を公表し、「経済格差が教育格差につながっている」と分析しております。

また、日本は、政府支出に占める教育費の割合が9.5%であり、OECD加盟国の平均を3.8ポイントも下回っています。その分、私費で負担する割合も高く、OECD平均0.8%に対し日本は1.7%となっています。

このようななか、国・県においては「学びたくても学べない」という状況を改善すべく施策として、「高校無償化」「奨学金の改善」等がすすめられ、一定の拡充がされています。まだまだ、入学金・教材費等の負担が多いこと、就学援助の受給者が増加し、中途退学や進学への断念を余儀なくされる子どもが増えていること等の課題があります。

すべての子どもたちの学びの保障をめざし、給付型奨学金制度の確立等、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度のさらなる拡充を求めていく必要があります。

以上で3件の請願の主旨説明とさせていただきます。なにとぞご理解いただきますよう宜しくお願い致します。

○議長（小林一則君）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。お諮りいたします。

只今、議題となっております 請願第1号 ないし請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により 委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、各請願ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、請願第1号「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて、討論を終結致します。これより、採決致します。

本案は、採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第2号「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより、採決致します。

本案は、採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第3号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案は、採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本請願は、採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 9:40 休憩)

意見書配布

(午前 9:41 再開)

○議長(小林一則君)再開致します。只今、義務教育費「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める意見書ないし「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書が提出されました。この際、発議第3号ないし発議第5号を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご質疑なしと認めます。よって、発議第3号ないし発議第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。お諮りいたします。発議第3号ないし発議第5号については、趣旨説明、質疑を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、趣旨説明、質疑は省略することに決しました。

これより、各意見書ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める意見書の提出についての討論を行います。それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより、採決致します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」を求める意見書の提出についての討論を行います。それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより、採決致します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出についての討論を行います。それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより、採決致します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については後日関係方面へ提出致しますので、ご了承願います。

次に日程第25 発議第6号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。お諮り致します。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

これをもって、今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了致しました。よって平成2

2年第7回 玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって 今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成22年第7回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

- 町長(辻村修一君) 閉会にあたり一言お礼の挨拶を申し上げます。提案のすべての議案につきまして、ご承認いただきましたこと厚くお礼を申し上げる次第です。会期中に賜りました貴重なご意見につきまして、今後の町政推進に活かしていきたいと考えている次第です。また、ご承知のように会期中に国の新しい内閣が発足を致しましたが、特に希望致しますのが、自町の発展に繋がる施策を強力に推進を願うものでございます。また、この機会に一点ご報告を申し上げたいのが、9月17日でありましたけれども、玉城町富岡地内にソーラーパネルの組立工場として、従業員70名の規模で株式会社エテックさんが竣工式をなされました。伊勢にあります京セラの協力工場として創業なされるということでございます。今後の町の産業振興に多いに期待ができるというふうに思っておる次第でございます。企業の立地を始め、町の活力を高めるために、議員のみな様方の今後一層のご支援を賜りたいと思う次第であります。これからの町政推進につきましても、多くの事業計画を進めさせていただきたいと思っておる次第でして、議員のみな様、大変ご多様でございますけれども、万障お繰り合わせご出席をいただきますようお願い申し上げます一言お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長(小林一則君) 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。去る9月14日から本日まで11日間大変長い期間に渡りまして、定例会をお世話になりまして、ほんとご苦労さんでございました。付議されました各案件につきまして慎重なご審議を賜りました。また、議会の運営につきましても大変な御協力を賜りましたことを御礼を申し上げまして閉会のご挨拶と致します。どうもありがとうございました。ご苦労さんでございました。

(散会 午前9:48分)